



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*43 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則 (循環型社会推進課) ..... 2
- \*44 和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則(青少年・男女共同参画課) ..... 3
- \*45 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) ..... 4
- \*46 和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) ..... 6
- \*47 麻薬中毒者措置入院費用徴収規則の一部を改正する規則 (薬務課) ..... 7

### ○ 告示

- 544 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ..... 8
- 545 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) ..... 9
- 546 指定一般相談支援事業者の指定 ( " ) ..... 9
- 547 海南野上土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) ..... 9
- 548 名田周辺土地改良区の定款変更の認可 ( " ) ..... 9
- 549 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課) ..... 9
- 550 " ( " ) ..... 10
- 551 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) ..... 11
- 552 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 11
- 553 " ( " ) ..... 12
- 554 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課) ..... 12
- 555 基本測量の終了 (技術調査課) ..... 12
- 556 公共測量の終了 ( " ) ..... 12
- 557 都市計画事業の認可 (道路建設課) ..... 13
- 558 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 13
- 559 " ( " ) ..... 13
- 560 都市計画の変更 ( " ) ..... 14
- 561 " ( " ) ..... 14
- 562 平成21年和歌山県告示第388号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾空港振興課) ..... 14
- 563 平成21年和歌山県告示第389号(海岸保全区域の指定)の一部改正 ( " ) ..... 16
- 564 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会) ..... 19

### ○ 監査公表

- 監査公表第12号 ..... 20
- 監査公表第13号 ..... 22
- 監査公表第14号 ..... 25
- 監査公表第15号 ..... 29
- 監査公表第16号 ..... 31

## 規 則

和歌山県規則第43号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）			別表第1（第7条、第11条、第16条、第21条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	略	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法	カドミウム	略	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
略			略		
備考 略			備考 略		
別記第1号様式（第3条関係） 産業廃棄物保管届			別記第1号様式（第3条関係） 産業廃棄物保管届		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第2号様式（第4条関係） 産業廃棄物保管変更届			別記第2号様式（第4条関係） 産業廃棄物保管変更届		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第3号様式（第4条関係） 産業廃棄物保管者氏名等変更届			別記第3号様式（第4条関係） 産業廃棄物保管者氏名等変更届		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第4号様式（第5条関係） 産業廃棄物保管廃止届			別記第4号様式（第5条関係） 産業廃棄物保管廃止届		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第5号様式（第11条関係） 特定事業許可申請書			別記第5号様式（第11条関係） 特定事業許可申請書		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第6号様式（第11条、第16条、第22条関係） 検査試料採取調書			別記第6号様式（第11条、第16条、第22条関係） 検査試料採取調書		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		
別記第7号様式（第11条関係） 特定事業許可申請に係る申告書			別記第7号様式（第11条関係） 特定事業許可申請に係る申告書		
略 (日本産業規格A列4番)			略 (日本工業規格A列4番)		

別記第8号様式(第11条関係)  
一時堆積事業許可申請書  
略  
(日本産業規格A列4番)  
略

別記第9号様式(第15条関係)  
特定事業(一時堆積事業)変更許可申請書  
略  
(日本産業規格A列4番)  
略

別記第10号様式(第15条関係)  
特定事業変更届出書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式(第16条関係)  
土砂等搬入届出書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第12号様式(第16条関係)  
土砂等発生元証明書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第13号様式(第18条関係)  
特定事業着手報告書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第14号様式(第19条関係)  
特定事業場状況報告書  
略  
(日本産業規格A列4番)  
別紙 略

別記第15号様式(第22条関係)  
特定事業水質・土壌検査報告書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第16号様式(第24条関係)  
特定事業完了(廃止)届出書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第17号様式(第24条関係)  
特定事業休止(再開)届出書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第18号様式(第25条関係)  
特定事業承継届出書  
略  
(日本産業規格A列4番)

別記第8号様式(第11条関係)  
一時堆積事業許可申請書  
略  
(日本工業規格A列4番)  
略

別記第9号様式(第15条関係)  
特定事業(一時堆積事業)変更許可申請書  
略  
(日本工業規格A列4番)  
略

別記第10号様式(第15条関係)  
特定事業変更届出書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第11号様式(第16条関係)  
土砂等搬入届出書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第12号様式(第16条関係)  
土砂等発生元証明書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第13号様式(第18条関係)  
特定事業着手報告書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第14号様式(第19条関係)  
特定事業場状況報告書  
略  
(日本工業規格A列4番)  
別紙 略

別記第15号様式(第22条関係)  
特定事業水質・土壌検査報告書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第16号様式(第24条関係)  
特定事業完了(廃止)届出書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第17号様式(第24条関係)  
特定事業休止(再開)届出書  
略  
(日本工業規格A列4番)

別記第18号様式(第25条関係)  
特定事業承継届出書  
略  
(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県未成年者喫煙防止条例施行規則（平成20年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（証明書等） 第2条 条例第9条第1項に規定するその者の年齢を確認するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u> (7) 略</p>	<p>（証明書等） 第2条 条例第9条第1項に規定するその者の年齢を確認するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）</u> (7) 略</p>

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の第2条の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成27年総務省令第76号）第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

和歌山県規則第45号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則（平成12年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（死亡した獣畜又は家きんの病肉等を検査する職員） 第2条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第39条第1項の規定による食鳥検査員とする。</p>	<p>（死亡した獣畜又は家きんの病肉等を検査する職員） 第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第39条第1項の規定による食鳥検査員とする。</p>

別表第1(第11条関係)  
試験品の採取数量

略

別記第12号様式(第13条関係)  
食品衛生管理者設置(変更)届出書  
略  
食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条  
第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

- 注 略  
添付書類  
1 略  
2 食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面  
3・4 略

別表第1(第11条関係)

1 食品

略

2 添加物

法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタール色素及びその製剤を除く。)ロットを形成する製品ごとに必要最小量(ロットを形成する最大の量は、300キログラムとする。ただし、製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。)

3 器具

- (1) 食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器  
ア 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によって製造されたもののロットごとに3個  
イ ア以外の焼成窯によって製造されたものの

ロットを形成する製品数	試験品の数量
800個以下	3個
801個以上1,300個以下	5個
1,301個以上3,200個以下	7個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

- (2) フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器

ロットを形成する製品数	試験品の数量
800個以下	3個
801個以上1,300個以下	5個
1,301個以上3,200個以下	7個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

別記第12号様式(第13条関係)  
食品衛生管理者設置(変更)届出書

略  
食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条  
第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

- 注 略  
添付書類  
1 略  
2 食品衛生法第48条第4項各号のいずれかに該当することを証する書面  
3・4 略

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別表第1及び別記第12号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第46号

和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県健康増進法施行細則（平成15年和歌山県規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第2号様式（第3条関係） 特定給食開始（再開）届 略注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4判</u> とする。	別記第2号様式（第3条関係） 特定給食開始（再開）届 略注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4判</u> とする。
別記第3号様式（第3条関係） 特定給食施設届出事項変更届 略注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4判</u> とする。	別記第3号様式（第3条関係） 特定給食施設届出事項変更届 略注 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4判</u> とする。
別記第4号様式（第3条関係） 特定給食休止（廃止）届 略注 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4判</u> とする。	別記第4号様式（第3条関係） 特定給食休止（廃止）届 略注 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4判</u> とする。

別記第7号様式中

「 病院 介護老人保健施設 児童福祉施設 社会福祉施設  
事業所 矯正施設 自衛隊 寄宿舍 その他 」 を

「 病院 介護医療院 介護老人保健施設 児童福祉施設  
社会福祉施設 事業所 矯正施設 自衛隊 寄宿舍 その他 」 に、

「 (1)病院 院  
介護老人保健施設 」 を 「 (1)病院 介護医療院  
介護老人保健施設 」 に改める。

別記第8号様式中

「 病院 介護老人保健施設 介護老人福祉施設  
その他 ( ) 」 を

「 病院 介護医療院 介護老人保健施設  
介護老人福祉施設 その他 ( ) 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第47号

麻薬中毒者措置入院費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

麻薬中毒者措置入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者措置入院費用徴収規則（昭和39年和歌山県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(費用徴収額)</p> <p>第3条 費用の徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は当該措置入院者、その配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者について、<u>法第58条の8第1項の規定による入院（以下「措置入院」という。）をさせた月の属する年度（当該措置入院をさせた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として別表により認定した額とする。</u></p> <p>(費用徴収の特例)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における費用の徴収額は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、<u>所管の福祉事務所長の証明により費用の徴収を行わないものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得割の額の合算額 (年額)</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">56万4千円以下</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">56万4千1円以上</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <p>1 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）</p>	所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額（月額）	56万4千円以下	略	56万4千1円以上	略	<p>(費用徴収額)</p> <p>第3条 費用の徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は当該措置入院者、その配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として別表により認定した額とする。</p> <p>(費用徴収の特例)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における費用の徴収額は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 当該措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合には所管の福祉事務所長の証明により費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得税額の合算額（年額）</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">150万円以下</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150万1円以上</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p>	所得税額の合算額（年額）	費用徴収額	150万円以下	略	150万1円以上	略
所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額（月額）												
56万4千円以下	略												
56万4千1円以上	略												
所得税額の合算額（年額）	費用徴収額												
150万円以下	略												
150万1円以上	略												

に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 当該措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院の期間の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和元年6月1日以後の入院に要した費用として徴収する分から適用する。

告 示

和歌山県告示第544号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 有効期間の 満了の日



30725010 61	社会福祉法人高瀬会	ふれあいサロン「ゆかし庵」	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61	通所介護	令和 2.4.1	令和 8.3.31
----------------	-----------	---------------	-------------------	------	-------------	--------------

## 和歌山県告示第545号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051500 126	児童発達支援センターさくらんぼ園	有田市山地字中ノ瀬18	児童発達支援	特定非営利活動法人さくらんぼ	有田市星尾450番地の2	令和 2.4.1

## 和歌山県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3031000 759	ING相談支援事業所	橋本市学文路136-1	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	有限会社ケイ・オフィス	橋本市学文路136-1	令和 2.4.1

## 和歌山県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第549号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域

に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和2年4月30日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

---

**和歌山県告示第550号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和2年4月30日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の（1）に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**和歌山県告示第551号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第552号**

令和2年和歌山県告示第370号（以下「告示第370号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
寒川涓治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第370号のとおり

**和歌山県告示第553号**

令和2年和歌山県告示第391号（以下「告示第391号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
田端道子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第391号のとおり

**和歌山県告示第554号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和2年3月31日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

**和歌山県告示第555号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、有田市、御坊市並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町

**和歌山県告示第556号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方

務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和元年12月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和歌浦中一丁目から三丁目まで、和歌浦西二丁目並びに和歌浦南一丁目及び二丁目の全部

**和歌山県告示第557号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
有田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
有田都市計画道路事業3・6・5号愛宕川端線
- 3 事業施行期間  
令和2年4月10日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
和歌山県有田市箕島字西平尾、字東、字中及び字川田地内  
使用の部分  
なし

**和歌山県告示第558号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3502	海南市藤白字濱端162番9の一部、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 2.3.27	5.00	21.11

**和歌山県告示第559号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3499	橋本市胡麻生字尾崎86番の一部、87番の一部、88番の一部、89番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1	令和 2. 3. 31	6. 00	51. 45
		株式会社井上地所 代表取締役 井上數世		6. 00	65. 15

**和歌山県告示第560号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路（1・4・101号高規格幹線道路海南吉備線）

海南都市計画道路（1・4・102号高規格幹線道路海南吉備線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県海南市鳥居字慶権寺谷、小中谷、西山田、御霊

藤白字大岩、大岩山田、小安場谷、鐘吹谷、王子免、川添、鳴谷

下津町橋本字小谷原、土穴、竹ヶ淵、落合

下津町市坪字太田、道寄畑、平、嶽

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第561号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路海南吉備線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県有田郡有田川町大字大賀畑字東山

大字天満字前山町、東原町、片山町、中片山町、南片山町

大字明王寺字東山

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第562号**

平成21年和歌山県告示第388号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

5及び6を次のとおり改める。

## 5 基点の表示

基点1	北緯34度08分34秒5150	東経135度11分54秒5346の地点
基点2	北緯34度08分33秒1281	東経135度11分51秒4294の地点
基点3	北緯34度08分34秒0965	東経135度11分47秒2156の地点
基点4	北緯34度08分32秒6971	東経135度11分43秒5237の地点
基点5	北緯34度08分32秒5521	東経135度11分35秒7507の地点
基点6	北緯34度08分34秒5691	東経135度11分29秒1565の地点
基点7	北緯34度08分35秒3751	東経135度11分28秒2468の地点
基点8	北緯34度08分38秒0154	東経135度11分29秒2445の地点
基点9	北緯34度08分38秒3167	東経135度11分28秒1220の地点
基点10	北緯34度08分36秒1715	東経135度11分27秒0059の地点
基点11	北緯34度08分35秒1216	東経135度11分24秒4263の地点
基点12	北緯34度08分34秒9244	東経135度11分21秒7989の地点
基点13	北緯34度08分36秒1053	東経135度11分20秒2352の地点
基点14	北緯34度08分37秒6854	東経135度11分19秒5728の地点
基点15	北緯34度08分37秒7088	東経135度11分15秒8320の地点
基点16	北緯34度08分34秒9523	東経135度11分16秒8239の地点
基点17	北緯34度08分33秒1735	東経135度11分15秒5217の地点
基点18	北緯34度08分33秒1549	東経135度11分12秒2688の地点
基点19	北緯34度08分32秒2191	東経135度11分11秒1083の地点
基点20	北緯34度08分32秒1766	東経135度11分06秒3855の地点
基点21	北緯34度08分35秒2524	東経135度11分07秒6874の地点
基点22	北緯34度08分37秒1527	東経135度11分05秒1665の地点
基点23	北緯34度08分32秒9934	東経135度11分04秒4356の地点
基点24	北緯34度08分32秒3233	東経135度11分02秒5726の地点
基点25	北緯34度08分32秒9317	東経135度10分59秒2564の地点
基点26	北緯34度08分30秒6659	東経135度10分59秒0567の地点
基点27	北緯34度08分28秒9293	東経135度10分55秒1671の地点
基点28	北緯34度08分31秒3604	東経135度10分54秒0705の地点
基点29	北緯34度08分26秒8224	東経135度10分48秒9915の地点
基点30	北緯34度08分25秒2796	東経135度10分49秒2515の地点
基点31	北緯34度08分24秒2345	東経135度12分04秒2670の地点
基点32	北緯34度08分26秒6154	東経135度10分43秒9277の地点
基点33	北緯34度08分27秒0846	東経135度10分47秒1447の地点
基点34	北緯34度08分31秒6999	東経135度10分50秒3063の地点
基点35	北緯34度08分35秒7527	東経135度10分50秒4545の地点
基点36	北緯34度08分31秒7814	東経135度10分56秒4108の地点
基点37	北緯34度08分34秒8203	東経135度10分58秒6625の地点
基点38	北緯34度08分34秒2704	東経135度11分02秒5328の地点
基点39	北緯34度08分36秒8583	東経135度11分03秒4094の地点
基点40	北緯34度08分40秒7592	東経135度11分01秒1340の地点
基点41	北緯34度08分41秒6716	東経135度11分01秒1515の地点
基点42	北緯34度08分41秒6137	東経135度11分05秒5236の地点
基点43	北緯34度08分40秒7014	東経135度11分05秒5061の地点

基点44	北緯34度08分36秒0900	東経135度11分08秒1957の地点
基点45	北緯34度08分34秒4471	東経135度11分10秒1389の地点
基点46	北緯34度08分34秒9013	東経135度11分15秒3028の地点
基点47	北緯34度08分38秒6933	東経135度11分13秒5439の地点
基点48	北緯34度08分38秒9022	東経135度11分21秒0898の地点
基点49	北緯34度08分40秒4397	東経135度11分28秒8476の地点
基点50	北緯34度08分39秒7282	東経135度11分31秒1564の地点
基点51	北緯34度08分35秒7918	東経135度11分29秒9357の地点
基点52	北緯34度08分33秒7827	東経135度11分36秒1068の地点
基点53	北緯34度08分33秒9320	東経135度11分43秒0420の地点
基点54	北緯34度08分35秒4180	東経135度11分46秒2992の地点
基点55	北緯34度08分35秒4645	東経135度11分53秒8218の地点

## 6 指定区域

基点1から基点55までを順次結んだ線及び基点55と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

## 和歌山県告示第563号

平成21年和歌山県告示第389号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

5及び6を次のとおり改める。

## 5 基点の表示

基点1	北緯34度09分29秒0475	東経135度10分59秒2151の地点
基点2	北緯34度09分29秒0230	東経135度10分59秒6014の地点
基点3	北緯34度09分29秒2462	東経135度10分59秒7520の地点
基点4	北緯34度09分29秒2640	東経135度11分00秒0037の地点
基点5	北緯34度09分29秒0941	東経135度11分00秒1011の地点
基点6	北緯34度09分28秒9926	東経135度11分00秒0816の地点
基点7	北緯34度09分26秒8743	東経135度11分02秒1946の地点
基点8	北緯34度09分25秒7893	東経135度11分04秒0716の地点
基点9	北緯34度09分23秒5615	東経135度11分12秒6982の地点
基点10	北緯34度09分27秒3438	東経135度11分23秒2547の地点
基点11	北緯34度09分28秒8696	東経135度11分25秒4111の地点
基点12	北緯34度09分30秒0967	東経135度11分20秒9101の地点
基点13	北緯34度09分30秒9137	東経135度11分20秒0769の地点
基点14	北緯34度09分31秒8721	東経135度11分20秒5580の地点
基点15	北緯34度09分33秒2979	東経135度11分22秒7357の地点
基点16	北緯34度09分30秒0673	東経135度11分26秒7982の地点
基点17	北緯34度09分32秒5810	東経135度11分30秒5789の地点
基点18	北緯34度09分29秒8564	東経135度11分30秒4628の地点
基点19	北緯34度09分26秒5735	東経135度11分23秒7572の地点
基点20	北緯34度09分23秒0625	東経135度11分16秒8477の地点
基点21	北緯34度09分26秒2658	東経135度11分33秒7814の地点
基点22	北緯34度09分24秒9596	東経135度11分37秒0009の地点
基点23	北緯34度09分24秒9911	東経135度11分38秒2760の地点



基点24	北緯34度09分26秒7305	東経135度11分45秒0888の地点
基点25	北緯34度09分27秒4969	東経135度11分47秒1571の地点
基点26	北緯34度09分26秒4301	東経135度11分47秒3918の地点
基点27	北緯34度09分24秒1798	東経135度11分38秒2585の地点
基点28	北緯34度09分24秒2458	東経135度11分36秒7379の地点
基点29	北緯34度09分24秒8074	東経135度11分33秒6886の地点
基点30	北緯34度09分20秒9650	東経135度11分14秒4054の地点
基点31	北緯34度09分20秒4708	東経135度11分12秒5405の地点
基点32	北緯34度08分54秒2799	東経135度11分03秒9331の地点
基点33	北緯34度08分53秒9443	東経135度11分07秒1792の地点
基点34	北緯34度08分56秒7253	東経135度11分54秒8187の地点
基点35	北緯34度08分58秒1027	東経135度11分57秒7790の地点
基点36	北緯34度09分04秒6598	東経135度12分03秒6769の地点
基点37	北緯34度09分06秒3309	東経135度12分04秒2670の地点
基点38	北緯34度09分10秒9830	東経135度12分04秒0087の地点
基点39	北緯34度09分11秒5811	東経135度12分02秒4253の地点
基点40	北緯34度09分23秒8188	東経135度12分01秒6382の地点
基点41	北緯34度09分23秒8900	東経135度12分02秒8455の地点
基点42	北緯34度09分24秒7883	東経135度12分01秒8290の地点
基点43	北緯34度09分26秒9472	東経135度12分00秒6552の地点
基点44	北緯34度09分26秒9978	東経135度12分02秒1766の地点
基点45	北緯34度09分26秒8505	東経135度12分13秒8048の地点
基点46	北緯34度09分29秒3691	東経135度12分14秒1116の地点
基点47	北緯34度09分31秒4459	東経135度12分14秒1653の地点
基点48	北緯34度09分31秒4274	東経135度12分15秒4556の地点
基点49	北緯34度09分29秒2629	東経135度12分15秒4768の地点
基点50	北緯34度09分28秒7145	東経135度12分15秒7123の地点
基点51	北緯34度09分27秒5623	東経135度12分17秒2488の地点
基点52	北緯34度09分26秒4325	東経135度12分17秒3902の地点
基点53	北緯34度09分26秒6761	東経135度12分19秒4155の地点
基点54	北緯34度09分25秒2121	東経135度12分19秒2292の地点
基点55	北緯34度09分23秒0437	東経135度12分14秒3793の地点
基点56	北緯34度09分22秒9293	東経135度12分08秒1645の地点
基点57	北緯34度09分21秒1078	東経135度12分06秒0747の地点
基点58	北緯34度09分05秒8570	東経135度12分06秒9983の地点
基点59	北緯34度09分05秒3598	東経135度12分09秒3751の地点
基点60	北緯34度09分06秒3228	東経135度12分09秒2887の地点
基点61	北緯34度09分06秒8933	東経135度12分18秒0249の地点
基点62	北緯34度09分06秒4786	東経135度12分17秒9519の地点
基点63	北緯34度09分05秒9869	東経135度12分18秒5360の地点
基点64	北緯34度09分06秒3193	東経135度12分18秒7327の地点
基点65	北緯34度09分06秒1357	東経135度12分19秒6327の地点
基点66	北緯34度09分06秒1763	東経135度12分20秒4310の地点
基点67	北緯34度09分06秒1276	東経135度12分20秒4315の地点

基点68	北緯34度09分06秒7270	東経135度12分29秒9179の地点
基点69	北緯34度09分06秒6348	東経135度12分29秒9290の地点
基点70	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点71	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点72	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点73	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点74	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点75	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点76	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点77	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点78	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点79	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点
基点80	北緯34度09分10秒4943	東経135度12分43秒7783の地点
基点81	北緯34度09分09秒6978	東経135度12分42秒3048の地点
基点82	北緯34度09分05秒7349	東経135度12分42秒0153の地点
基点83	北緯34度09分05秒3638	東経135度12分37秒0183の地点
基点84	北緯34度09分05秒2678	東経135度12分36秒1892の地点
基点85	北緯34度09分05秒1168	東経135度12分34秒5152の地点
基点86	北緯34度08分58秒1469	東経135度12分35秒0579の地点
基点87	北緯34度08分57秒5641	東経135度12分36秒8256の地点
基点88	北緯34度08分56秒9264	東経135度12分36秒5179の地点
基点89	北緯34度08分57秒5500	東経135度12分34秒2223の地点
基点90	北緯34度09分00秒1872	東経135度12分17秒7894の地点
基点91	北緯34度09分00秒1179	東経135度12分16秒6995の地点
基点92	北緯34度08分59秒6285	東経135度12分08秒4045の地点
基点93	北緯34度08分49秒3238	東経135度11分58秒3221の地点
基点94	北緯34度08分38秒3663	東経135度12分00秒2741の地点
基点95	北緯34度08分38秒5212	東経135度12分01秒9757の地点
基点96	北緯34度08分37秒2270	東経135度12分02秒1963の地点
基点97	北緯34度08分37秒0539	東経135度12分00秒7277の地点
基点98	北緯34度08分37秒1480	東経135度12分00秒5325の地点
基点99	北緯34度08分37秒0660	東経135度11分59秒8368の地点
基点100	北緯34度08分36秒9940	東経135度48分00秒1943の地点
基点101	北緯34度08分36秒2454	東経135度11分57秒6534の地点
基点102	北緯34度08分35秒8478	東経135度11分56秒6572の地点
基点103	北緯34度08分40秒2276	東経135度11分56秒6170の地点
基点104	北緯34度08分40秒3863	東経135度11分57秒9743の地点
基点105	北緯34度08分49秒8019	東経135度11分56秒2604の地点
基点106	北緯34度09分01秒1921	東経135度12分07秒4176の地点
基点107	北緯34度09分02秒0281	東経135度12分16秒5404の地点
基点108	北緯34度09分01秒9986	東経135度12分18秒6493の地点
基点109	北緯34度08分59秒6761	東経135度12分32秒7182の地点
基点110	北緯34度09分03秒6240	東経135度12分32秒3933の地点
基点111	北緯34度09分03秒5019	東経135度12分30秒2485の地点

基点112	北緯34度09分05秒0042	東経135度12分30秒0945の地点
基点113	北緯34度09分04秒9813	東経135度12分29秒7708の地点
基点114	北緯34度09分05秒0887	東経135度12分29秒7598の地点
基点115	北緯34度09分03秒3508	東経135度12分05秒2494の地点
基点116	北緯34度08分56秒9428	東経135度11分59秒5624の地点
基点117	北緯34度08分54秒9078	東経135度11分54秒8365の地点
基点118	北緯34度08分52秒2611	東経135度11分07秒2284の地点
基点119	北緯34度08分52秒5991	東経135度11分04秒0353の地点
基点120	北緯34度08分49秒1891	東経135度11分00秒5551の地点
基点121	北緯34度08分47秒2519	東経135度11分01秒6851の地点
基点122	北緯34度08分47秒3097	東経135度10分57秒3129の地点
基点123	北緯34度08分49秒6761	東経135度10分55秒9326の地点
基点124	北緯34度08分54秒8008	東経135度11分01秒1626の地点
基点125	北緯34度09分20秒7730	東経135度11分09秒8195の地点
基点126	北緯34度09分22秒4362	東経135度11分08秒7621の地点
基点127	北緯34度09分23秒9956	東経135度11分03秒3929の地点
基点128	北緯34度09分27秒8313	東経135度10分55秒7644の地点

## 6 指定区域

基点1から基点128までを順次結んだ線及び基点128と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

## 和歌山県告示第564号

令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称  
令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立和歌山北高等学校  
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
和歌山バス株式会社  
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額  
35,117,280円（うち消費税及び地方消費税の額3,192,480円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年1月31日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

令和元年12月3日付け監査報告第14号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 伊都総合庁舎空調設備修繕業務について、契約保証金が不足していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 資金前渡に関する事務に係るチェックリストを作成し、戻入時の処理について複数職員で確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金の算定について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づいて適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 補助事業の実績報告書等の審査について、領収書等提出書類を審査する際のチェックリストを作成し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約752万円となっており、前年度末に比し約726万円増加している。                  今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約691万円となっており、前年度末に比し約23万円増加している。                  今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金については、返還決定時から早期の償還指導を強化しており、新規の未収金の発生防止に努めている。                  また、過年度分の未収金については、債務者の死亡や自己破産等により回収が困難となっているものもあるが、回収が可能な債権については債務者やその相続人の戸籍調査、住民票調査等を行い、文書や口頭による償還指導を行うなどして債権管理に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還については、新規未償還金の発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を実施し、連帯債務の内容の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書及び電話により指導を行っている。                  滞納があった場合は、すぐに借主及び連帯保証人等に対し電話及び文書での督促を行うほか、償還計画の見直し等について、借主等との面談を行っている。                  また、部内で対策会議を行い、年間を通じ訪問等による償還指導に取り組んでいる。</p> <p>(3) 現物確認できない備品については、物品不用調書の作成を行うとともに、今後は物品管理簿を適正に</p>

を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 (4) 生活保護費返還金に係る債権について、債権管理簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。	管理するよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 福祉保健部所管の債権管理に関する基本方針に示されている標準様式により「調定年月日」及び「督促年月日」が記載された適正な債権管理簿を作成した。
--	---

3 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。	<b>注意事項</b> 資金前渡に関する事務に係るチェックリストを作成し、戻入時の処理について複数職員で確認するよう、関係職員に周知徹底した。

4 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> (1) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証として変更の保証証書を受理していたにもかかわらず、変更契約書の契約保証金の額を増額変更していない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 設計変更の対象となる工種追加の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者になっている事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成30年度末で約59万円となっており、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。	<b>注意事項</b> (1) 工事請負契約の変更契約に関する内容が把握できるチェックシートを作成し、工事担当課と契約担当課が連携して変更契約の内容を確認するよう、所属職員に周知徹底した。 (2) 設計変更の対象となる工種追加の指示については、課長の決裁を得た上で行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 現金を収納した収納員が払込日に休暇等を取得して不在となる場合は出納員に事務を引き継ぐよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、平成29年1月18日付で債務確認書の提出を受け、債務の存在と経済状況が好転すれば支払いたい旨の意思を確認しており、電話や訪問による催告を行っている。 今後も分納の誓約書の提出を促す等、早期の納付に向けて交渉を精力的に続ける。

5 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> (1) 農林大学校における給食の実施について、食堂運営委託契約による業務分担と異なる者が食材料納入業者との契約、支払及び発注業務を行っていたので、適正に処理されたい。 (2) 自動車等使用台帳において、車両管理者の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。	<b>注意事項</b> (1) 食堂運営委託契約締結の際は、契約内容と実態とが整合した契約書を作成するよう、担当職員に周知徹底し、再発防止に努める。 (2) 和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 備品については、平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知に基づき、引き続き物品の現物確認を行い、早急に備品の照合を終了させる。

6 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったの で、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 見積書の提出に併せて、資格条件等を確認する資料を必ず提出させることとし、今後は、適正に事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 平成30年度中に照合を終え、相違が確認された備品については事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、所属職員に周知徹底するとともに、再発防止に努める。</p>

7 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に規定された手続の把握に努めるとともに、適正かつ正確に事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 法令等に基づいた手続に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったの で、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったの で、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったの で、今後、適正に事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 備品の現在高と現物との照合を終えていなかったの で、早急に照合を終えるよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 令和元年10月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童生徒等送迎業務に関する契約について、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 契約保証金の受入決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行していた。 イ 契約保証金の受入前に契約を締結していた。</p> <p>(2) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったの で、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 児童生徒等送迎業務に関する契約について、関係法令等に規定された手続の把握に努めるとともに、今後は適正かつ正確に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 法令等に基づいた手続に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 見積依頼時の仕様書に基づき、適正に契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第13号

令和元年12月3日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
 和歌山県監査委員 河野 ゆう  
 和歌山県監査委員 堀 龍雄  
 和歌山県監査委員 中西 峰雄

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用承認・使用管理簿において、返却手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) レターパック使用簿について、記載誤り、検印欄への押印漏れ並びに4月1日及び四半期ごとの現物確認が複数職員により行われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 渋滞により高速道路を利用せずETCカードを使用しなかったため、帰庁後にカードを担当者に返却したが、担当者が返却年月日の記入及び返却確認印の押印を不要と誤認し、管理者も確認年月日の記入及び管理者確認印の押印を不要と誤認し、それぞれ記入及び押印を行わなかったことによるものである。                      今後は、使用の有無にかかわらず、担当者が返却年月日の記入及び返却確認印を押印し、管理者は確認年月日の記入及び確認印を押印するよう、関係職員に指導を行った。</p> <p>(2) レターパックの取扱いについての認識不足により、使用簿における数量の誤記入、押印漏れがあり、4月1日及び四半期毎の複数職員による現物確認を行っていなかった。                      今後は、公金に準じ、記帳・確認するものと認識し、所定の方法で記帳及び現物確認を実施するよう関係職員に指導を行った。</p>

2 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,204万円となっており、前年度末に比し約83万円増加している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約86万円となっており、前年度末に比し約13万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定により資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の保護費の返還義務に基づくものか、同法第78条の規定により不正受給を行った場合の保護費の徴収等の決定に基づくもののいずれかによるものであり、生活保護法その他関係法令の規定に基づき、未収金の回収を進めている。                      過年度未収金については、平成30年度には7名が完納となったが、一方で、同年度中に7名の滞納が発生し、本年度当初では未納者が27名となっている。引き続き、未納者の現状を把握しながら償還指導を行うなど、適切な債権管理に努めていく。                      また、新規の未収金の発生防止のため、被保護者に対しては、7月から9月にかけて全世帯を訪問し、保護のしおりやチラシなどにより説明を行うとともに、返還金が生じないよう、収入があった場合の申告や、収入及び資産申告書の提出について周知徹底するなど、新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、文書や電話、訪問による償還指導に取り組んでおり、未納となっている借主及び連帯借主、連帯保証人、相続人等の生活の実情に応じた債権管理を行っている。                      また、新たな未納者の発生を防止するため、貸付申請時に厳正な審査を実施するとともに、借主及び</p>

<p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成30年度末で約74万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>連帯借主、連帯保証人との面接を行い、制度の趣旨、それぞれの責務や滞納した場合の違約金について説明を行っている。 さらに、償還開始の時期が到来した借主に対しては、償還意識を強めるよう、文書にて通知している。 今後も、未収金の新規発生防止に努めるとともに、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者が2名おり、返済計画に基づいて返済を行っている。 なお、返済が滞る際には、自宅訪問、電話連絡及び文書による通知により本人に対し返済を促している。</p> <p>(4) 5年前に全備品の照合を行ったため、その後に取得等を行った備品についてのみ照合を行い、平成30年度の現有残高としていたことによるものであるが、改めて全備品の照合を行った。今後も適正に処理していく。</p>
---	--

3 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約51万円となっており、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 道路改良工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 砂防工事において、設計変更の対象となる工種追加の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用の未収金については、未納者の死亡後、調査により相続人が判明し、相続人3名に債務の支払を通知し、請求した。しかし、当該相続人3名が相続放棄したため、次順位の相続人2名に同手続を行ったところ、令和元年7月に相続放棄したことを確認したため、令和2年1月に債権整理審査会に付議し、滞納整理を進めている。</p> <p>(2) 変更契約は速やかに行うよう、所属職員に周知徹底した。今後も、適正な契約事務を行っていく。</p> <p>(3) 変更契約となる工種追加などの指示事項に関する決裁事務について、設計書の審査職員が行うように事務手続きを改めた。今後も、適正な事務処理を行っていく。</p>

4 紀中県税事務所

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は98.5%と前年度末に比し0.2ポイント増加し、平成30年度末の収入未済額も約8,746万円と、約793万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約95%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 個人県民税については、管内市町の状況把握に努めるとともに、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収(11市町、約768万円)や県職員の市町への併任派遣(2町)等を継続して実施することにより、収入未済額の縮減に努めていく。 なお、当事務所が直接徴収する自動車税、個人事業税、不動産取得税等については、滞納者に対する督促、催告、財産調査、差押え等の手法で計画的かつ効率的に実施することにより、収入未済額の縮減に努めていく。 また、延滞金の収入未済額についても、本税の滞納と同様に財産調査や差押え等による滞納整理を進め、適切に債権管理を行い、収入未済額の縮減に努めていく。</p>



(2) つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員が行っていたので、適正に処理されたい。

(2) つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務について、和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）に基づき、毎月末に、かい長である所長が確認をすることとし、事務手続を改善した。

5 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品売買契約について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金に係る関係規定を十分確認するとともに、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和元年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったもので、適正に処理されたい。 (2) 複数の設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 備品の管理について、物品管理簿と現物の確認を終えた。今後、備品の管理については、取得・廃棄を適切に行っていく。 (2) 全ての不適合箇所について、修繕を完了した。今後このようなことのないよう、適切な施設管理に努める。</p>

和歌山県監査公表第14号

令和2年1月6日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 (2) 地域・ひと・まちづくり補助事業について、地域・ひと・まちづくり補助事業取扱要領（平成10年制定）の規定と異なる事務処理を行っていたので、適正に処理されたい。 (3) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 「物品管理簿に記載している備品の現在高」と「現物」については、令和元年7月1日に照合を終え、相違が確認された備品については経緯等を確認の上、事務処理を完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 平成30年度2次募集以降、地域・ひと・まちづくり補助事業取扱要領の規定に則り、警察本部への照会結果等により、申請者の審査を行った上で、申請者に対して通知するよう、関係職員に周知徹底した。 (3) 実績報告書に添付している領収書について、宛名のない領収書については、当該団体への支出を確認の上、宛名が記載された領収書を、宛名が運営協力団体となっている領収書については、補助事業団体から運営協力団体への支払を確認の上、その旨を証明する領収書を、補助事業団体からそれぞれ再提出</p>

させた。今後は、適正な事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,584万円となっており、前年度末に比し約168万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約352万円となっており、前年度末に比し約55万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の払込みにおいて、現金払込書が保存されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(5) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費の新規未収金の発生防止のため、被保護者に対しては、毎年度上半期に全世帯を訪問し、返還金が生じないように、収入があった場合の申告の徹底や、年金受給権の調査を行うとともに、7月に関係市町村に対する課税調査を行い、収入の把握を行っている。 また、未納者の現状を把握しながら、資力のない者には分割納付等の償還指導を行い、計画的な納付が困難な返還義務者については、戸別訪問による現金徴収を行うなど、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の新たな貸付けに際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町の担当者が同席した上で面接を行い、制度の趣旨や連帯責任について十分説明し、債務責任に係る意識付けの徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。 償還未収金が発生した場合には、直ちに督促を行い、督促後も納入がない場合は、文書や電話、訪問等により事情聴取や新たな償還計画についての個別相談を行った上で定期的な償還を促しており、過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努め、毎月の分納償還を指導している。 借主からの償還が困難な場合は、連帯借主や連帯保証人に連絡をとり、償還について協議を行うなど債権管理に努めている。</p> <p>(3) 現金払込書兼領収証書について、上司が確認することを徹底し、直ちに収納済報告書とともに保管するなど、適正に処理を行うよう事務手続を改善した。</p> <p>(4) 交通事故防止対策として、公用車の車内に「安全運転7則」の掲示、朝礼での「安全運転7則」の音読等による注意喚起、及び田辺警察署員による交通安全研修会への全員参加を実施している。 さらに、定期的な車両点検の実施など車両の適正な管理を行い、継続して事故防止に努めている。</p> <p>(5) 「物品管理簿に記載している備品の現在高」と「現物」については、令和元年9月11日に照合を終え、相違が確認された備品については経緯等を確認の上、事務処理を完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>「物品管理簿に記載している備品の現在高」と「現物」については、令和元年6月26日に照合を終え、相違が確認された備品については経緯等を確認の上、事務処理を完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、平成30年度末で約783万円となっており、前年度末に比し約72万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 農林水産業使用料(土地水面)の未収金については、平成30年度末で112,698円となっており、前年度末に比し105,098円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(4) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 不用品物の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面の添付の確認ができない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額については、電話及び文書による定期的な督促と委託管理人による指導により、未収金の削減に取り組んでいる。</p> <p>(2) 農林水産業使用料(土地水面)の収入未済額については、電話による定期的な督促や滞納者宅への訪問を行い指導を実施することにより、未収金の削減に取り組んでいる。</p> <p>(3) 公用車の運転については、交通法規を遵守し安全運転に努めるよう、全職員に周知徹底するとともに、朝礼時に「安全運転7則」の確認を徹底し、交通安全意識の向上を図っている。</p> <p>(4) 設備の不適合箇所については、令和元年度中に改善を完了した。</p> <p>(5) 遵守すべき手続を適正に行うため、産業廃棄物の処理に関する必要な手続について、書面により全職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 変更契約において必要となる書面の添付については、関係職員に対し周知徹底するとともに、担当課において複数人によるチェックを実施することとした。</p> <p>(7) 変更承認の決裁を得た後、速やかに設計変更を行い変更契約を遅滞なく行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 紀南県税事務所

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>不動産取得税の税額を誤って課税していた。今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は96.9%と前年度末に比し0.6ポイント増加しており、平成30年度末の収入未済額も約2億114万円と、約3,457万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け、県税収入の確保に努められたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>再発防止の取組として、業務マニュアルに基づく確実な事務の処理を進めるとともに、事務処理に当たっての確認項目を一覧にしたチェックリストにより、各項目毎に必ず複数職員による相互検証と決裁時における確認を徹底している。 また、課税に当たっての市町村からの通知に「評価額」と「評点数」が混在していたことも今回の課税誤りの原因の一つであったため、来年度からは、全ての市町村から「評点数」で通知されるよう、取扱いを改めることとした。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、令和元年度においても紀南地域県税収入確保対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき徴収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。 特に、個人県民税徴収対策については、県と市町の連名の共同催告を実施し、また、紀南ブロック会議を開催し管内市町村徴収担当者や滞納整理手法の情報共有を図るなど、市町村との連携強化を図っている。 また、本年度においても地方税法第48条による直接徴収を5市町から引き受けるとともに、7市町と職</p>

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(2) 県税の現金収納の取扱いにおいて、不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 承継による取得に対する不動産取得税について、課税に関する調査を終えていない件数が114件となっており、前年度末に比して81件増加している。

今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。

員派遣協定を締結し、市町の徴収課題やニーズに応じた支援に努めている。

延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。

(2) 現金收受時の確認不足によりつり銭に余剰金が発生した事案であり、当該余剰金については、準遺失物として警察に届けるとともに、再発防止のため職員に対し現金取扱研修を実施し、現金の複数人による確認の徹底はもとより、窓口での声出しによる確認などに取り組んでいる。

(3) 課税に関する調査を終えていない114件の主な内訳は、宗教法人、社会福祉法人等で施設工事が未了のため用途の確認ができずに保留している案件が42件、隣接地の確認のため保留している案件が21件、海外移住者による土地取得など課税に至る手続及び交渉に日数を要する案件が18件、未評価家屋等に係る家屋調査を要する案件が17件、その他適用税率の調査を要する案件が16件となっている。

令和2年1月末時点において、114件中91件の処理を終えた。

6 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 契約書で定めた支払期日より支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約271万円となっており、前年度末に比し約42万円増加している。 今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 事前に旅行命令がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支払事務について、契約書で定めた支払期日を厳守するとともに、複数人で確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、戸別の家庭訪問や電話等における納入督促により、滞納整理を行い、縮減に努めている。近年の雇用不安定等により、納入義務者が経済的に困窮している場合が多く、徴収の推進は困難な状況にあるが、子ども未来課等と協議しながら、滞納整理を行っている。</p> <p>(3) 備品の現在高と現物との照合については、令和元年度中に完了した。</p> <p>(4) 旅行命令簿については、旅行前に決裁を得るよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県教育センター学びの丘

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳において、決裁権者の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>物品調達について、決裁権者の押印の漏れがないよう、関係職員に周知徹底を図り、適正に処理している。</p>

8 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 光熱水費(水道料金)の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があった</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生徒ホールの負担すべき額を改めて算定し、処理を完了した。今後は適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

<p>ので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 教員特殊業務手当において、業務実績報告誤りのため過渡ししている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>(2) 業務実績報告の誤りのため過渡ししていた手当については、差額の処理を適正に行った。今後は適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 消防用設備及び電気工作物の不適合箇所を改善した。今後は、関係規程に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

9 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>負担金において、正当な債権者以外の者からの請求に基づき支出している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>書類の点検及び事務処理を適正に行うよう、職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 令和元年11月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「物品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第15号

令和2年1月6日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
 和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和元年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約1,171万円となっており、前年度末に比し約329万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末の滞納54件のうち22件（18名）は現在も保護受給中であり、納入指導を行った結果、毎月少額ではあるが納付されている。</p> <p>既に保護廃止となっている32件（19名）については、文書や訪問による納入指導を行っているが、いずれも資力の乏しい世帯であるため、全額徴収には至っていない。</p> <p>また、消滅時効による不納欠損処理を8件行っている。</p> <p>新規未収金の発生防止については、被保護者から収入申告書や資産申告書を徴収するとともに、毎年実</p>

<p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約196万円となっており、前年度末に比し約7万円増加している。 今後、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 証紙受払日計表において、所属長の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿について、4月1日の現物確認及び受払ごとの検印が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者の確認印欄に当日不在の職員の印が押印されている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めていく。 今後も、未納者の状況把握に努め、訪問や文書による督促、催告など法令等に基づき適切な償還指導を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話、手紙等により、償還指導に取り組んでいる。 平成30年度末時点の滞納者は7名で、滞納理由は、病気や経済的理由によるものであるが、電話や訪問等の償還指導により、少額ながらも納入されている。 なお、新規貸付けについては、本貸付金の目的や償還について、申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高めることにより、未償還金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては、引き続き指導強化を図っていく。</p> <p>(3) 所属長及び担当者が、決裁漏れ、押印漏れがないかの確認作業を徹底することとした。</p> <p>(4) 郵便切手類の現物確認は、複数人での確認を徹底し、受払ごとの検印は、当日速やかに検印を実施することとした。</p> <p>(5) ETCカードの返却の確認については、管理者が不在の場合は、他の職員が速やかに確認し、押印するよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

2 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和元年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 頭首工施設更新工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 令和元年9月末までに全ての現物確認を終えた後、照合結果を備品管理簿に反映させるよう事務処理を進め、同年11月末までに完了した。今後は適正な物品管理に努める。</p> <p>(2) 重要な設計変更については、工事打合簿等により変更内容を確認し、速やかに変更事務の処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和元年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 不法占用棧橋撤去に係る行政代執行費用について、平成30年度末で約469万円の収入未済額が発生している。 未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、平成30年度末で約231万円となっており、前年度末に比し約6万円減少している。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 不法占用棧橋撤去に係る行政代執行費用の未収金については、未納者に対してこれまでに預金等の財産調査を実施してきたが、無資力に近い状態であり、徴収困難な案件であることから、和歌山県債権整理審査会において、滞納処分の執行停止(公債権)及び徴収停止(私債権)に関する承認を得た。 今後は、未納者の資力が回復し、滞納処分等の対象となり得る財産を確認できれば、執行停止及び徴収停止を取り消し、滞納処分等を行う。</p> <p>(2) 委託管理人との連携を密にし、未納者の納付状況を把握するとともに、未納者への電話による指導により未納金の納付を働きかけるなど、適切な債権管理に努めている。 また、滞納者に対しては、面談や文書による督促など、生活状況を勘案しながら円滑な未収金の納付に努める。</p>

(3) 港湾・海岸占用料の未収金については、平成30年度末で約32万円となっており、前年度末に比し約3千円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(4) 漁港施設に係る使用料の徴収事務の委託において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

ア 収納金の納入が遅れていた。

イ 歳入金徴収（収納）計算書の提出を受けていなかった。

(5) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(6) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

検討事項

廃川敷地の処理について、平成30年度末現在で未処理となっているものが29箇所（筆）あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(3) 未納者に対し、分納による納付を認めていたが、その後経営状況が悪化し、納付することができなくなった。

これまでに預金等の財産調査を実施し、財産の差押えなどを行ってきたが、破産手続が開始されたため、裁判所への交付要求を行ったところである。

今後も、引き続き未収金の回収に努める。

(4) 徴収事務受託者に指導を実施し、令和元年度の使用料徴収分については、納付時期等適正に処理されている。

今後もこのようなことのないよう、適正な事務処理を徹底する。

(5) 県警察本部（交通企画課）による研修会への全職員の参加や毎朝礼時の交通安全スローガンの伝達などを通じての交通安全への意識高揚に努めることにより、交通事故を防止するよう、職員への周知徹底を図る。

また、安全運転管理者等により、適宜、車両の適切な管理を行い、事故を未然に防止するとともに、各課において定期的に公用車の点検を行うよう、文書にて周知徹底した。

(6) 今後は、工事打合簿により業者へ変更の指示を行うときは、当該変更に伴う増減額の概算額を記載することを徹底し、監督員、グループリーダー及び担当課長が増減額の把握に努め、入札契約グループと連携を密にし再発防止に努める。

また、契約保証種別を設計書の表紙に記載することにより、監督員に対し保証契約に対する意識を高めるよう注意喚起を促すとともに、保証契約に関する取扱要領を部内課長会議で配布し、改めて周知徹底した。

検討事項

王子川の29箇所（筆）については、価格面で折り合わないことから売却には至っていない。

今後は、条件等の検討を進め、処理が完了するまで適正な管理に努める。

4 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和元年11月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、払の枚数の記載等を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了した。</p> <p>今後は、適正な物品の管理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適正に処理を行うとともに、その記載についても、誤りのないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第16号

令和2年2月4日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

1 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約37万円減少している。 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。 また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約346万円となっており、前年度末に比し約6万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護の新規開始ケースの場合は開始説明時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「生活保護のしおり」を配布し、就労、各種年金、手当等により得た収入の申告義務について啓発を行い、新規返還金の発生防止に努めている。 また、課税状況調査や年金調査の結果を当方への収入申告内容と突合確認し、未申告収入が判明した場合は、速やかに返還決定を行っている。 未収金については、死亡した者、管外で生活保護を受給している者など償還指導について困難な状況の者がほとんどであるが、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。 また、死亡した者で相続放棄がなされている者や相続人がいないケースについては、不納欠損処理等について本庁と協議を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、新規貸付時の面接調査には本人、連帯借主及び連帯保証人に同席を求め、資金の用途や償還能力を充分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。 また、貸付終了時には生活状況の聞取りと償還方法の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。 未収金については、対象者の生活が大変厳しく、経済的に弱い立場の未納者が多いため、回収が困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を実施し、適切な債権管理に努めていく。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約831万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末の返還金未納者数は、現年度で15名、過年度で33名、重複を除いた未納者実数は40名である。 未納者の半数の20名が現在も生活保護を受給中であり、生活状況が非常に厳しく、生活苦等を理由に納付が遅れがちなケースもあるが、文書による督促及び催告をはじめ、自宅訪問による生活実態の把握と償還意識の高揚に努め、粘り強く償還指導を行っていく。 また、新たな返還金の発生防止対策として、被保護世帯から収入を確実に申告させるため、これまでと同様に、新規ケースでは保護開始時に、継続ケースには毎年「生活保護のしおり」を配布し、生活保護の権利と義務について説明し、周知徹底を図るとともに、収入申告書及び資産申告書の提出指導、課税調査の実施、預貯金調査等のチェックを徹底するなどの対応に努める。 しかしながら、やむを得ず時効が完成したものについては、不納欠損の手続を実施したところであるが、今後とも適切な債権管理に努めていく。</p>



3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「物品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車の使用後は必ず自動車等使用台帳に車両管理者等の確認を求めるよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了している。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>くしもと大橋橋梁灯については、航路標識法(昭和24年法律第99号)に基づく海上保安庁への航路標識設置許可申請書において定めた航路標識の管理の方法を遵守していなかった。</p> <p>船舶交通の安全確保等を図る観点から、今後このようなことのないよう、灯火の監視や関係設備の保守点検等厳正な管理に万全を期されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、平成30年度末で約44万円となっており、前年度末に比し約3万円増加している。今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用について、平成30年度末で約147万円の収入未済額が発生している。未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 歳入歳出外現金について、次の不適切な事務処理があったので、適正に処理されたい。 ア 受領証書受払簿が作成されていなかった。 イ 受領証書の引継がなされていなかった。</p> <p>(4) 道路改良工事において、設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>くしもと大橋橋梁灯の管理については、専門業者による保守点検業務の委託契約を行い、令和元年12月3日に海上保安庁立会いの下、点検作業を完了した。また、毎日の点灯確認と月に一度の機器点検については、同年11月4日から地元業者と単価契約を締結し、確実に実施しているところであり、結果の記録と事務分担を明記することにより管理体制を厳正化した。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 未収金の回収については、入居中の4世帯の滞納者に対し各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促により納付指導を行っている。また、退去した滞納者については、弁護士に債権回収を委託し、回収に努めている。</p> <p>(2) 放置船舶の処分に係る行政代執行費用については、台風で港湾施設に乗り上げ、危険な状態で放置された船舶を撤去処分したことにより発生したものである。債権回収については、当初から職員が訪問して毎月納付指導を続けている。現在は資産調査を済ませ、分割納付についての指導を行っているところである。</p> <p>(3) 歳入歳出外現金の取扱いについて、令和元年11月に受領証書受払簿を作成し、受領証書の引継に係る記載を行い、事務の適正化を行った。</p> <p>(4) 設計変更を行う場合は、打合簿などにより決裁を行った上で、施工業者に指示することを徹底させるため、担当職員に対しては確実に決裁を受けるよう、グループリーダー及び担当課長に対してはその内容を十分に確認するよう、周知徹底した。</p>

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、平成30年度末で約195万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る未収金につい</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、未納者に対して、戸別訪問等のほか督促状、催告状による通知を適宜行うとともに、委託管理人とも連携しながら家賃徴収を行っている。</p> <p>(2) 停車中の公用車に追突された物損事故で、加害者</p>

ては、平成30年度末で約16万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (3) 港湾施設使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (4) 収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (5) 港湾施設使用料の未収金について、債権管理簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。
- (6) 行政財産の使用許可の変更において、使用料を減額していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (7) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。
- (8) 港湾管理に係る委託契約において、委託内容の一部が荒天により履行できなかったにもかかわらず、変更契約を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (9) 港湾施設の管理業務及び使用料徴収事務委託に係る決裁について、委託金額の根拠資料及び受託同意書が添付されていなかったため、適正に処理されたい。
- (10) 道路改良工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。
- (11) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (12) 道路整備工事において、設計変更の対象となる施工数量変更の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

が任意保険未加入であり、現在、生活困窮のため分納中である。

今後も、定期的に訪問して現状を把握しつつ、適切な債権管理に努める。

- (3) 督促状については、納期限後20日以内に適正に発送事務を行うよう、職員に周知徹底した。
- (4) 行政財産使用料や土地水面使用料における納期限については、それぞれの規則等に従い、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。
- (5) 債権管理簿を令和元年11月末までに作成し、現在は適正な債権管理を行っている。
- (6) 行政財産の使用料を令和元年11月7日に減額し、差額については同年12月13日に還付処理を行った。  
 今後は、複数人によるチェックを行うよう、周知徹底した。
- (7) 備品の現在高と現物との照合については令和2年2月10日に完了した。
- (8) 荒天等により履行できない場合の委託費の支払の可否に係る条件を委託業務仕様書に明記し、事務を改善した。
- (9) 港湾施設の管理業務及び使用料徴収事務委託について、委託金額の算定根拠の整理及び受託同意書の徴収を行うよう、職員に周知徹底した。
- (10) 軽易な変更でない工事の設計変更については、設計変更が必要となる場合は、速やかに処理を行うよう、職員に周知徹底した。
- (11) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等を変更する場合は、変更書面を変更契約書に添付し、適正に処理を行うよう、職員に周知徹底した。
- (12) 施工数量の変更に係る指示については、金額に大きく影響がある場合は、施工前に工事打合簿の決裁を確実にを行うよう、職員に周知徹底した。

6 和歌山県立なぎ看護学校

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了している。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 自家用電気工作物保安管理業務について、契約締結前に確認すべき資料の提出を受けていなかったため、適正に処理されたい。 (2) 光熱水費（電気料金）の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 今後、契約締結前に必要書類の提出を確認するよう、職員に周知徹底した。 (2) 教育委員会及び出納機関と協議し、適正に算定し、還付処理を行った。 今後、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

## 8 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了している。今後は適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。

## 9 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 令和元年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 「備品の現在高と現物との照合」については、令和元年度中に照合を完了した。